

広報とやま 令和3年(2021年)2月5日号掲載

## くらしの情報あれこれ

### 賃貸住宅契約のトラブルを未然に防ぐために、以下の点に注意しましょう。

- ・ 契約する前に必ず現地見学を行い、設備の状況や周辺環境などを確認しましょう。
- ・ 契約前に不動産業者から受ける重要事項説明において、疑問点を質問し、理解・納得してから契約しましょう。
- ・ 入居前に傷や汚れがあれば、自分が付けたものではないことを証明するため、日付が分かる状態で写真に残しておきましょう。
- ・ 退去する際に原状回復費用を請求された場合は、借主に負担義務がない経年劣化によるものでないか確認し、納得ができない点は説明を求めましょう。



相談受付時間 （土）（日）（祝）を含む毎日10:00～18:30（年末年始およびCiC休館日は除く）

お問い合わせ 消費生活センター 電話:443-2047